

口座開設対応方針

1. 暗号資産取引に関する報告制度

令和6年度税制改正により、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）が改正されました。これにより、令和8年1月1日以降、国内に所在する暗号資産交換業者において暗号資産等取引を行うお客様は、当該暗号資産交換業者に対して、税務上の居住地国名等を記載した届出書を提出していただく必要があります。

また、暗号資産交換業者は、令和9年以後、毎年4月30日までに、特定の非居住者の暗号資産等取引情報を所轄税務署長に報告する義務を負い、当該情報は租税条約等に基づき、各国税務当局との間で自動的に交換されることとなります。

※ 「税務上の居住地国」とは、お客様が居住者として所得税・法人税に相当する税を納めるべき国を指します。税務上の居住地国が不明な場合は、税理士等の専門家又は関係国の税務当局にご相談ください。当社は税務上の居住地国の判断について助言又は判断を行うことはできません。

2. 新規口座開設の取扱い

当社では、実特法への対応として、口座開設申込み時に、個人のお客様については税務上の居住地国等を確認させていただきます。法人のお客様についても、法人としての税務上の居住地国等の確認とともに、必要に応じて（特定法人に該当する場合等）実質的支配者の居住地国等を確認させていただきます。

当社は、お客様から提供を受けた下記※2記載の事項について、お客様が本方針にご同意いただいたことをもって、お客様から当社に対し、実特法第10条の9第1項に基づく届出がなされたものとして取り扱わせていただきます。

なお、届出内容が虚偽である場合には、法令に基づく罰則が適用される場合がありますので、本方針にご同意いただくに当たり、登録情報に誤りがないことを確認いただき、誤りがある場合には、速やかに修正をお願いします。

また、実務上の負担軽減及び法令遵守の観点から、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき提供いただいた情報を、実特法に基づく届出書の記載

内容の整合性確認・記録等、及び税務当局への報告のため、必要な範囲で利用させていただきます場合があります。

なお、当社では原則として、税務上の居住地国が「日本のみ」ではないお客様（日本と外国の両方に居住地がある場合を含みます。）については、原則として、口座開設をお断りしております。法人のお客様が「特定法人」に該当し、その実質的支配者の税務上の居住地国が「日本のみ」ではない場合も同様とします。

※1 「特定法人」とは、上場会社や金融機関等の法令で指定された法人を除いた一般の法人を言います。

※2 実特法に基づき、お客様が届出する内容は次のとおりです。

個人：①氏名、②住所、③生年月日、④税務上の居住地国・納税者番号、⑤届出の参考となるべき情報

法人：①名称、②本店所在地、③税務上の居住地国・納税者番号、④届出の参考となるべき情報、⑤特定法人に該当する場合、その旨及び法人の実質的支配者に関する情報、⑥報告対象外の者（上場会社等）に該当する場合、その旨及びその該当する事実。

3. 既存口座の取扱い

既に口座を保有されているお客様についても、実務上必要な場合は、税務上の居住地国等を確認させていただくことがあります。

当社では、お客様からこれまでに提供を受けた「2. 新規口座開設の取扱い」の※2記載の事項について、お客様が本方針にご同意いただいたことをもって、お客様から当社に対し、実特法第10条の9第1項に基づく届出がなされたものとして取り扱わせていただきます。

なお、届出内容が虚偽である場合には、法令に基づく罰則が適用される場合がありますので、本方針にご同意いただくに当たり、当社に登録いただいている情報に変更がないことを確認いただき、誤りがある場合には、速やかに修正をお願いします。

令和7年12月31日時点で、税務上の居住地国が「日本のみ」ではないお客様（特定法人のお客様については、その実質的支配者を含み、以下同じです。）については、速やかに当社所定の方法により届け出るとともに、原則として、口

座を解約していただきます。当社は、解約手続きが完了するまでの間、必要に応じて当該口座の取引制限を行う場合があります。また、口座開設後に税務上の居住地国に変更や追加が生じ、「日本のみ」ではなくなったお客様（特定法人の実質的支配者を含みます。）についても同様とします。

※ 実特法に基づき、お客様は、税務上の居住地国等に変更又は追加が生じた場合には、当社に対して所定の期限内に異動届出を行う必要があります。届出を行わない場合や届出内容が虚偽である場合には、法令に基づき罰則が適用されることがありますのでご注意ください。

2025年 12月 30日 制定